

「島根県地域福祉支援計画改定版（素案）」への意見募集結果について

「島根県地域福祉支援計画改訂版（素案）」について、平成24年4月26日から平成24年5月25日までの間、県民の皆様から御意見を募集したところ、4名の方から御意見をいただきました。いただいた御意見及びこれに対する県の考え方は以下のとおりです。

御意見をいただいた皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

	御意見	御意見に対する県の考え方
1	<p>問題は高齢者対策だと思ふ。特に独居老人の対策が不十分だと思ふ。島根県は高齢者県だが、その分孤独死が増加傾向にあると感じる。一人暮らしの高齢者を対象とした地域と行政との協力、対策の実施が必要だと思ふ。</p>	<p>県内の高齢者単独世帯や高齢夫婦のみの世帯は増加傾向にあり(P9)、計画策定の際にも、委員の皆様から、一人暮らしの高齢者などを地域で支え合うことの大切さについて、多数の御意見をいただいたところです。</p> <p>地域福祉支援計画の中にも「3-1③ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進(P37)」において、自治会区のネットワークによる「見守り」「発見」「つなぎ」機能の支援や活用を、また、その他にも「3-3①民生委員・児童委員活動の充実強化(P40)」などを盛り込み、取組みを進めてまいります。</p>
2	<p>○外国籍県民の暮らしやすさを支援して下さい。</p> <p>○誰も排除しない、誰も差別されない共に生き、支え合う社会づくりの計画目標はその通りだと思ふ。</p> <p>行政の支援も大切だが、今必要なのは、県民自らが「共に生き支え合う」ための「エチケットとルール」をつくり守っていくことだと考える。</p> <p>○少子高齢化の急速な進行による福祉サービスの需要増と福祉サービスの担い手不足という需要と供給の不均衡については示されているが、団塊の世代が退職期を迎え、地域に戻ってくることについて本計画では言及されていない。</p>	<p>○全ての地域住民の方々が、外国籍の方々も含め、互いの差異や多様性を認め合いながら、交流や支援を行っていくことは大変重要であり、その際には、自ずと適切な「エチケットとルール」も求められていくものと考えられます。</p> <p>御指摘を踏まえ「3-1③ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進(P37)」の中の「年齢や障がいの有無、程度にかかわらず」を「国籍、年齢や障がいの有無、程度にかかわらず」に修正しました。</p> <p>○今後の地域福祉のあり方を考えるうえで、いわゆる「団塊の世代」に期待される役割は大変大きなものと考えられます。</p> <p>御指摘を踏まえ「2-3①ボランティア活動の促進(P32)」の中の「近年、サラリーマン等の勤労者が、社会貢献又は余暇活動としてボランティア活動に関心を持つ場面も増えています」を「～場面や、退職年齢に達したいわゆる『団塊の世代』が新たに地域の一員に加わる場面も増えています」に修正しました。</p>
3	<p>○近所で異世代交流がさかんにできればと思ふ。公民館や集会所など歩いて行ける場所に縁側感覚で誰でも立ち寄りやすい所があれば交流しやすい。</p>	<p>○御指摘のとおり、身近な地域において交流や支援を行う機能や活動拠点の充実は、今後の重要な課題となっています。</p> <p>県においても、公民館等が地域福祉活動の拠点として有効に活用されるよう、引き続き、取組みを進めてまいります。</p> <p>(3-1-③ P37)</p>

	<p>○民生委員、児童委員が私の地域でも分かりづらい。どんな活動をされているか地域に広める努力が必要だと思う。</p> <p>○地域力があれば災害時も必ず助け合えると思います。その為に、まず学生がボランティアに積極的になれるような体制作りが必須だと思う。</p>	<p>○地域福祉を推進していくうえで、民生委員・児童委員の果たす役割は大変大きいことから、県としても様々な機会をとらえて、その活動の周知を図っていきたいと考えており、「3-3①民生委員・児童委員活動の充実強化(P40)」の中の「活動を行う上での課題の把握に努め」を「民生委員・児童委員の活動内容の広報や活動を行う上での課題の把握に努め」に修正しました。</p> <p>○地域福祉の担い手として、学生をはじめ様々な年代の方々によるボランティア活動には大きな期待が寄せられており、さらに、東日本大震災を契機に災害ボランティアの果たす役割が強く認識されたところです。</p> <p>東日本大震災では、県内大学生を含む災害ボランティア隊が、島根県社会福祉協議会のコーディネートのもとに、被災地で瓦礫撤去などの活動に取り組みました。県としても、引き続き、県社会福祉協議会の災害ボランティアリーダー育成事業への支援などを通じ、大学生をはじめ県民のボランティア活動を促進していくこととしています(2-3①P32)。</p>
4	<p>○地域福祉推進体制イメージ図のように各関係機関と連携をもってこの体制で推進していけたら素晴らしい。もっとNPOやボランティア数を増やすことも必要だと思う。</p> <p>○身近な相談窓口の充実は、是非してほしい。相談窓口はもっと身近な地域の中例えば公民館、学校などにもあってもいいと思う。児童虐待、介護の虐待などは相談する人がいて聞いてもらうだけでも精神状態が安定する。保育所は、育児相談や育児の悩みなどの指導を受けられるし、親の精神安定には、保育所が最適です。</p> <p>○保育士や福祉士は必要とされても安く雇うために臨時採用が多く、これを見直さなければ、無理だと思う。人件費のみにしか使えないような仕組みにしてあげれば、もう少し人件費が出せてきつい仕事でも頑張る気にはなるのではないか。</p>	<p>○地域福祉の担い手として、NPOやボランティアの役割は今後ますます大きくなると考えられることから、県においても、引き続き、NPO等の育成と活動支援に努めてまいります(2-3 P32~)。</p> <p>○御指摘のとおり、児童虐待、高齢者虐待などの問題については、それぞれの家庭の実情に応じ気軽に相談できる体制づくりが必要です。県としても、引き続き、民生委員・児童委員、市町村、市町村社会福祉協議会などの相談機能の充実、強化に向け支援を行ってまいります。</p> <p>また、地域における相談機関と専門相談機関とのネットワークづくりも重要であり、例えば、「要保護児童対策地域協議会」においては、学校や保育所等と市町村や児童相談所が適切に情報を共有し、必要な支援を行う取り組みなどを行っています(1-1 P16~)。</p> <p>○施設への報酬や人件費のあり方は、介護保険や保育所など個別の制度に結びついており、地域福祉支援計画で定めることにはなじまないと考えています。しかしながら、給与の額は人材確保の上で重要なポイントであり、県としては、個別の制度において適切な対応が取られるよう国に要望するなどの取り組みをしているところです。</p>